

意見書

平成19年5月7日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号

105-7317

(ふりがな)

とうきょうとみなとくひがしんぼし

住 所

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏 名

ソフトバンクモバイル株式会社

だいはうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表執行役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」(電気通信事業法に係る規制緩和措置(国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減)について)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

- ・ 規制緩和を目的とした本省令改正案に賛同します。
- ・ なお、ユーザへの早期サービス提供の実現並びに事業者における負荷軽減という観点から、電気通信事業法第 40 条に関連する他の事案についても、認可対象とし続ける必要性の有無を検証の上、さらなる規制緩和を推進して頂きたいと考えます。
- ・ 特に、弊社としては以下の事項を含み、可能な限りの国際ローミングに関する認可手続きを不要として頂きたく検討を進めて頂きたいと考えます。
 - 電気通信事業法施行規則第 27 条における「重要な事項」の対象から以下の場合を除外して頂きたい。
 - (1) 当事者が、既に協定等を締結している外国事業者との間で、精算料金を変更するに伴い当該協定等の変更をしようとする場合であって、同一の特定対地内で既に協定等を締結している他の事業者よりも精算料金が高くないことが明らかなき
 - (2) 当事者が、既に音声通話機能について協定等を締結している外国事業者との間で、テレビ電話機能に関する精算料金を追加又は変更するに伴い、当該協定等の変更をしようとするとき
- ・ あわせて、電気通信事業法報告規則第 5 条における、外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告につきましても、報告内容・基準の緩和や報告自体の廃止などについて検討を進めて頂くことを要望します。

以上